

令和 7 年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針（案）

（介護保険法 115 条の 4 7 第 1 項関係）

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画【第 9 期】）（令和 6 年度～8 年度）施策・事業をふまえて市が作成したものの基本理念：

長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか～地域包括ケアシステムの深化・推進～

●基本目標 1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」より

1 健康長寿へのチャレンジ

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進・・・①高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
- 総合事業における多様なサービスの利用促進
 - 通所型サービス C の利用促進と利用後のフォロー
 - 適切な介護予防ケアマネジメントと評価の実施
- (2) 地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ・・・①基本チェックリストの実施による健康増進や閉じこもりの防止
- ②介護予防、健康長寿の講座等の開催（リハビリ専門職の関与含む）
 - ③通いの場（サロン）等の開催を支援する。
 - ④フレイル予防の活動を支援する。
 - ⑤フレイルハイリスク者への介護予防の普及啓発と必要な方へ受診勧奨

●基本目標 2 「住み慣れた地域で安心のある生活」より

2 地域ネットワークの充実

- (1) 高齢者よろず相談センターの機能強化・・・①センターの認知度の向上を図る。
- ②多様化する相談内容に対応できる体制づくりをする。
 - ③センター職員のスキルアップを行う。
 - ④BCP 研修と訓練により、業務継続と安全確保の体制を構築する。
- (2) 地域資源との連携強化・・・・・・・・・・①地域のネットワークの構築、支援等を行う。
- 地域ケア会議等を開催し、個人や地域の課題を把握し解決を図る。
 - 第 2 層地域協議体の開催を支援し、地域のネットワークを構築する。
 - 地域資源（医療・介護・福祉の機関、自治会、地区社協、民児協、市民活動団体、地元企業等）と良い関係を構築する。

3 医療・介護連携の推進

- (1) 医療・介護連携推進のための支援・・・・・・・・①医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進する。
- かかりつけ医療機関を持つことを支援する。
 - 地域における医療機関や介護関係機関との連携を図る。
 - 在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発をする。

4 認知症支援策の推進

- (1) 認知症理解のための普及・啓発・・・・・・・・①市民、企業、学校向け認知症サポーター養成講座等の普及啓発と認知症の方本人からの情報発信支援。
- ②チームオレンジメンバーの活動支援を行う。
- (2) 認知症予防施策の充実・・・・・・・・①認知症の発症を遅らせる、進行を緩やかにする取組を行う。
- (3) 認知症に対する早期対応体制の整備・・・・・・・・①認知症の早期発見、早期対応のための仕組みづくり。
- 認知症地域支援推進員による、認知症ケアパスを用いた専門的な相談支援（若年性認知症含む）
 - 認知症初期集中支援事業を推進する。
 - 認知機能低下を把握するための認知機能評価機器の活用。

●基本目標 3 「いのちと権利を見守る地域社会」より

- 5 孤立死の防止に向けた取組の充実・・・・・・・・①重層的な問題も含め、生活上の不安を抱える高齢者への訪問や見守り体制の強化をする。

6 権利擁護事業の充実・・・・・・・・①日常生活を支える権利擁護事業の推進

- 成年後見制度のための相談支援及び普及啓発の取組
- 自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動（終活）支援を行う。
- ②高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
- 高齢者虐待の予防、早期発見のための講話等による普及啓発をする。
- 高齢者虐待対応マニュアルに基づく相談対応をし、事例を検討する。

- 7 災害に対する取組の推進・・・・・・・・①避難行動要支援者制度の周知、地域との連絡強化を図る。 以上